

国民健康保険「限度額適用(標準負担額減額)認定証」の更新手続き



☎ 本庁舎保険年金課
☎ 0857-30-8222 ☎ 0857-20-3906
📄 各総合支所市民福祉課(📄14ページ)

お手持ちの認定証の有効期限は7月31日です。引き続き認定証が必要な人は、更新の手続きをお願いします。

開始日 7月8日(水)~

窓 ☐ 本庁舎9番窓口、各総合支所市民福祉課

手続きに必要なもの

- ・鳥取県国民健康保険被保険者証
 - ・窓口に来られる人の本人確認できるもの(運転免許証など)
 - ・マイナンバーのわかるもの(通知カードなど)
- ※認定証を医療機関に提示することで、一つの医療機関での医療費の支払いが自己負担限度額までになります。限度額は所得区分によって異なります。
※70歳以上の住民税課税世帯の人のうち、課税所得が145万円未満あるいは690万円以上の人および同一世帯の人には認定証は交付されません。
※保険料の滞納があると、認定証の交付は受けられません。

国民健康保険の保険証を更新します

☎ 本庁舎保険年金課
☎ 0857-30-8222 ☎ 0857-20-3906

令和2年の変更点

- ・更新時期が7月になります
- ・保険証の色が紫色になります
- ・保険証と高齢受給者証が一体化します

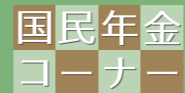
現在お使いの国民健康保険の保険証は、有効期限が7月31日までです。新しい保険証は7月下旬に、世帯主宛に簡易書留郵便で加入者全員分をまとめて郵送します。新しい保険証が届きましたら、保険証の記載事項に誤りがないか確認してください。

配達時に不在で、不在票が入っていた場合には、郵便局で直接受け取るか、再配達を依頼してください。保管期間経過後は保険年金課でお預かりします。なお、旧保険証は8月以降に破棄してください。

また、これまで70歳以上の人に保険証と別に「高齢受給者証」を郵送していましたが、今回から保険証と一体化した「被保険者証兼高齢受給者証」となります。

- ※保険証のカードケースが必要な人は、本庁舎9番窓口が各総合支所の窓口でお受け取りください。
- ※国保以外の健康保険に加入された人は、新しい保険証(加入者全員分)と国民健康保険証、本人確認書類、マイナンバー(通知)カード、印鑑を持参のうえ、問い合わせ先に届け出てください。
- ※世帯の変更(転居、転出など)がある場合も届け出をお願いします。

国民年金保険料免除の申請は7月に受付開始



☎ 鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311
☎ 本庁舎保険年金課
☎ 0857-30-8224 ☎ 0857-20-3906

保険料を納めることが経済的に難しいとき

保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除・一部免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

☐免除(全額免除・一部免除)制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合。一部免除の場合は、減額された保険料を納めないと未納期間となります。

☐納付猶予制度

50歳未満の人で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定以下の場合。
※いずれの場合も、失業などを理由とした特例があります。前年度中以降の失業・退職を理由とする場合は、雇用保険の離職票などを持参してください。失業した本人以外の配偶者・世帯主の前年所得が一定額以上ある場合、特例は認められません。
免除または納付猶予の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間には算入されますが、保険料を全額納付した場合に比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。これらの期間の保険料については、10年以内であれば後から納めることができます。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、保険料の納付が難しいときは

令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、所得が免除基準相当程度になることが見込まれる人は、臨時特例措置により、簡易な所得申立てをすれば、保険料の免除申請をすることができます。
免除の申請年度は7月から翌6月までのため、6月までにこの臨時特例申請をされた人で、7月以降も引き続き免除を希望される場合は、再度申請手続きをお願いします。

保険料を未納のままにしておくと、万一障がいや死亡といった不慮の事故が発生したときに、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなったり、将来の老齢基礎年金が受け取れなくなることもありますので、本庁舎1階9番国保と年金窓口または、各総合支所市民福祉課、鳥取年金事務所ですぐに手続きをしてください。

免除申請は過去2年間(2年1カ月前)までさかのぼることができますので申請漏れのある人はご相談ください。

なお、申請手続きは毎年必要ですが、すでに全額免除、納付猶予の承認を受け、継続審査を希望している人に限り、年度替わりに伴う再申請は不要です。
※前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

夏休み子ども水道教室

☎ 水道局経営企画課
☎ 0857-53-79953
☎ 0857-53-78002
時 8月2日(日) 9:30~12:00
所 江山浄水場(横枕) ※駐車場あり
内 江山浄水場の見学、水を使った実験など
※市内の小学校3~6年生
※保護者同伴 20組 ※応募多数

パパと子どもの工作教室

☎ 男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」(鳥取大丸5階)

新しい可燃物処理施設の名称

☎ 鳥取県東部広域行政管理組合事務局施設建設課(〒680-0052 鍛冶町18番地2)
☎ 0857-26-05096
☎ 0857-29-27509
✉ shietsukensetsu@east.tottori.tottori.jp
🌐 https://www.east.tottori.tottori.jp
令和4年8月に供用開始を予定している新しい可燃物処理施設の名称を募集。

賞	数	副賞(商品券)
最優秀賞	1点	1万円
優秀賞	3点程度	3千円

募集期間 7月1日(水)~31日(金)までに、応募用紙に必要事項を記載のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかで問い合わせ先まで。
※詳細は、東部広域ホームページをご覧ください。

男女共同参画フォトコンテスト

☎ 本庁舎男女共同参画課
☎ 0857-30-8076
☎ 0857-20-3945
✉ danijo@city.tottori.jp
🌐 danijo@city.tottori.jp
📄 Δテーマ:「お家・家族で過ごす家族の画」Δ日常・家族で過ごすスナックな時間や家族とのふれあいの風景の写真を募集

賞	数	賞金(図書カード)
最優秀賞	1点	5千円
優秀賞	3点	3千円
入選	12点以内	2千円

募集期間 7月21日(火)まで
対象 市内または近隣町に在住、通勤・通学している人(募集期間8月31日(月)必着で、住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号・撮影地・写真のタイトル・コメントを明記のうえ、画像データ1枚(5MB以下)のJPEGデータ、合成・加工不可)を添付し、電子メールで問い合わせ先まで。
※応募点数は1人3点まで(自作で未発表のものに限る)。複数の作品を応募する場合、メール1通につき、1点の応募としてください。
※注意事項をご確認のうえ応募ください。

・☎ 0857-24-2704
時 8月8日(土) 10:00~12:00

所 男女共同参画センター研修室1・2
内容 父親と子どもで光の箱&紙コップ
メリーゴーランド作り Δ講師:鳥取環境大学「アトリエちゅーず同好会」さん
対 小学生と男性保護者(市内・近隣町在住または通勤・通学者)
員 8組(要申込み・先着順) ※託児(未就学児)あり 託児申込締切:7月25日(土) 料 500円(材料費)

令和2年自衛官等採用試験

☎ 自衛隊鳥取地方協力本部鳥取募集案内所
☎ 0857-26-4019

一般曹候補生
資格 令和3年4月1日現在、18歳以上33歳未満の男子
受付 7月1日(水)~9月10日(木)
試験日 7月1次:9月18日(金)~20日(日)のうち1日

自衛官候補生

資格 令和3年4月1日現在、18歳以上33歳未満の男子
受付 7月1回:7月1日(水)~9月10日(木) Δ第2回:10月1日(木)~11月4日(水)
試験日 7月1回:9月18日(金)~20日(日)のうち1日 Δ第2回:11月9日(月)~14日(土)のうち1日

航空学生(海・空)

資格 Δ海:高卒(見込み含む) 23歳未満 Δ空:高卒(見込み含む) 21歳未満
受付 7月1日(水)~9月10日(木)
試験日 Δ1次:9月22日(火)

防衛医科大学看護学科学学生

資格 高卒(見込み含む) 21歳未満
受付 7月1日(水)~10月7日(水)
試験日 Δ1次:10月24日(土)・25日(日)

防衛医科大学医学科学学生

資格 高卒(見込み含む) 21歳未満
受付 7月1日(水)~10月1日(木)
試験日 Δ1次:10月17日(土)

防衛大学校学生(推薦・総合選抜・一般)

推薦
資格 高卒(見込み含む) 21歳未満
受付 9月5日(土)~11日(金)
試験日 9月26日(土)・27日(日)

【総合選抜】

資格 高卒(見込み含む) 21歳未満
受付 9月5日(土)~11日(金)
試験日 9月26日(土)

資格 高卒(見込み含む) 21歳未満
受付 7月1日(水)~10月22日(木)
試験日 11月7日(土)・8日(日)